

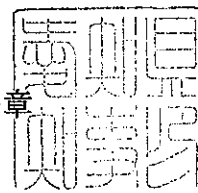


決定期間特例通知書

3 文芸第 6 0 5 号
令和 3 年 5 月 2 1 日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀章



令和 3 年 5 月 6 日付けで開示請求のありました行政文書については、愛知県情報公開条例第 13 条の規定により、開示決定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	県民文化局文化部文化芸術課が管理する「あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 調査報告書」中の 2019 年 12 月 18 日付け「『表現の不自由展・その後』に関する調査報告書」75 頁に記載がある事実に関連した下記文書 記 あいちトリエンナーレのあり方検討委員会委員が、調査のために、津田大介氏ら関係者からヒアリングをした日時、当該委員に対し当該調査の報酬として支払った報酬額、支払日を明らかにする文書。	
愛知県情報公開条例第 12 条第 1 項の規定による決定期間	令和 3 年 5 月 7 日から 令和 3 年 5 月 2 1 日まで	
開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間及びその部分	期 間	令和 3 年 5 月 7 日から 令和 3 年 6 月 1 8 日まで
	部 分	令和 1 年 9 月 25 日付け支出金調書 (0141001)
残りの行政文書について開示決定等をする期限	令和 3 年 1 1 月 1 8 日	
愛知県情報公開条例第 13 条を適用する理由	開示請求に係る行政文書が著しく大量であり、かつ、多数の開示請求が集中しており、開示請求があった日から起算して 4 5 日以内にその全てについて開示決定等することにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため	
担 当 課 等	県民文化局文化部文化芸術課 電話 0 5 2 - 9 5 4 - 7 4 7 6	



行政文書一部開示決定通知書

3文芸第888号
令和3年6月18日

田中智之様

愛知県知事 大村 秀章



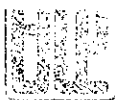
令和3年5月6日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	令和1年9月25日付け支出金調書(0141001)	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和3年 6月22日 午前9時 午後
	場 所	県民生活課(県民相談・情報センター) (愛知県自治センター2階)
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	120円
	2 写しの送付に要する費用	円
開示しないこととした部分	別紙のとおり	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	別紙のとおり	
担 当 課 等	県民文化局文化部文化芸術課 電話 052-954-7476	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
 - この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。)
 - 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。)
- 注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
 2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
 3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

別紙

開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定 及び当該規定を適用する理由
・ 個人の氏名、住所、印影及び 役職その他特定の個人を識別 できる部分	愛知県情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別 することができるもの（他の情報と照合すること により、特定の個人を識別することができること となるものを含む。）又は特定の個人を識別する ことは出来ないが、公にすることにより、なお個 人の権利利益を害するおそれがあるものが記録 されているため



行政文書一部開示決定通知書

3文芸第1865号
令和3年11月18日

田中智之様

愛知県知事 大村 秀章



令和3年5月6日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	別紙1のとおり	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和3年11月25日(木) 午前9時
	場 所	県民生活課(県民相談・情報センター) (愛知県自治センター2階)
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	4,030円
	2 写しの送付に要する費用	円
開示しないこととした部分	別紙2のとおり	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	別紙2のとおり	
担 当 課 等	県民文化局文化部文化芸術課 電話 052-954-7476	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。)
 - 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。)
- 注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
 2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
 3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

別紙 1

- ・令和1年9月25日付け支出金調書 (0140501)
- ・令和1年9月25日付け支出金調書 (0140601)
- ・令和1年9月25日付け支出金調書 (0140901)
- ・令和1年10月23日付け支出金調書 (0171901)
- ・令和1年10月23日付け支出金調書 (0172001)
- ・令和1年11月26日付け支出金調書 (0200801)
- ・令和1年11月25日付け支出金調書 (0200901)
- ・令和1年12月17日付け支出金調書 (0223001)
- ・令和1年12月17日付け支出金調書 (0223101)
- ・令和2年1月24日付け支出金調書 (0246901)
- ・令和2年1月27日付け支出金調書 (0247001)
- ・令和2年2月21日付け支出金調書 (0274601)
- ・令和2年2月21日付け支出金調書 (0274701)
- ・令和2年3月19日付け支出金調書 (0298101)
- ・令和2年3月19日付け支出金調書 (0298201)
- ・令和2年3月30日付け支出金調書 (0307101)
- ・令和2年3月30日付け支出金調書 (0307201)

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会委員が、調査のために、津田大介氏ら関係者からヒアリングをした日時、当該委員に対し当該調査の報酬として支払った報酬額、支払日を明らかにする文書（令和3年6月22日に先行開示済みの「令和1年9月25日付け支出金調書（0141001）」を除く。）

開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定 及び当該規定を適用する理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、署名、住所、印影、口座情報及びその他特定の個人を識別できる部分 ・ 個人が所有するクレジットカードの会社名及び番号 	<p>愛知県情報公開条例第7条第2号に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人等又は事業を営む個人の印影及び口座情報 	<p>愛知県情報公開条例第7条第3号イに該当</p> <p>法人等又は事業を営む個人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ あいちトリエンナーレのキュレーターへの委託金額 	<p>愛知県情報公開条例第7条第3号イに該当</p> <p>法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>愛知県情報公開条例第7条第6号に該当</p> <p>あいちトリエンナーレの事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>